

指定通所介護（「要介護1」から「要介護5」の認定をなされている方で「介護保険負担割合証」に1割との記載がある方が利用する場合）

基本サービス費（1日あたり）：7時間以上8時間未満 ・サービス提供時間：（9：00から16:10）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	655円	773円	896円	1018円	1142円
入浴介助加算（1） ・入浴中の利用者の見守りを含む介助を行った場合に算定	1日：40円				
サービス提供体制強化加算（1） ・事業所がサービスを提供する体制（介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、または介護職員の総数のうち10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上）に関する加算として算定	1回：22円				
介護職員処遇改善加算（1） ・介護職員の賃金改善等を実施する目的として、令和6年3月31日までの間の利用単位合計数に5.9%を加算する。	月合計利用単位数×5.9%				
介護職員等特定処遇改善加算（1） ・厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施する目的として、月の利用単位合計数に1.2%を加算する。	月合計利用単位数×1.2%				
介護職員等ベースアップ等支援加算 ・厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施する目的として、月の利用単位合計数に1.1%を加算する。	月合計利用単位数×1.1%				

※利用にあたっては、別途、1日（1食）：600円の昼食代（食材料費）の支払いをお願いしています。

※「介護保険負担割合証」に2割または3割との記載がある方が利用される場合にあっては、上記金額の2倍または3倍の金額を請求させていただくこととなります。